

学位申請書類の記載要領

(令和 8 年度版)

浜松医科大学

< 目 次 >

取得可能な学位、学位申請資格	1
学位審査手順	2
大学院医学専攻部会・教授会開催日	3
学位申請書類一覧	4
学位申請書類作成時の注意事項	5
各様式及び記載例	6
学内規程（学位申請関係）	25

【取得可能な学位】

博士（医学）

【学位申請資格】

◎ 学位論文（課程博士、論文博士共通）

（2026年4月1日以降に学位申請を行う場合の学位申請資格）

1. 原則として英文の原著論文であること。
2. 共著の場合は、次に掲げる条件を満たすこと。
 - 筆頭著者であること。
 - 他の共著者から当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨の承諾を得ていること。
3. 査読付きの学会誌等に掲載（電子媒体による掲載を含む。）された論文又は掲載が予定されている論文とし、原則として MEDLINE 又は Web of Science の SCIE に掲載されているものとする。
4. 原則として掲載後5年以内であること。
5. 前項にかかわらず、課程博士にあつては、原則として入学から1年以上経て掲載された論文であること。
6. 掲載が予定されている学位論文は、雑誌の編集委員会等による掲載を前提に受理されたことが確認できる書類があれば、掲載論文とみなすことができる。
7. 各項に該当するか否か不明の場合又は疑義がある場合は、疑義の生じた時点で大学院医学専攻部会において協議する。

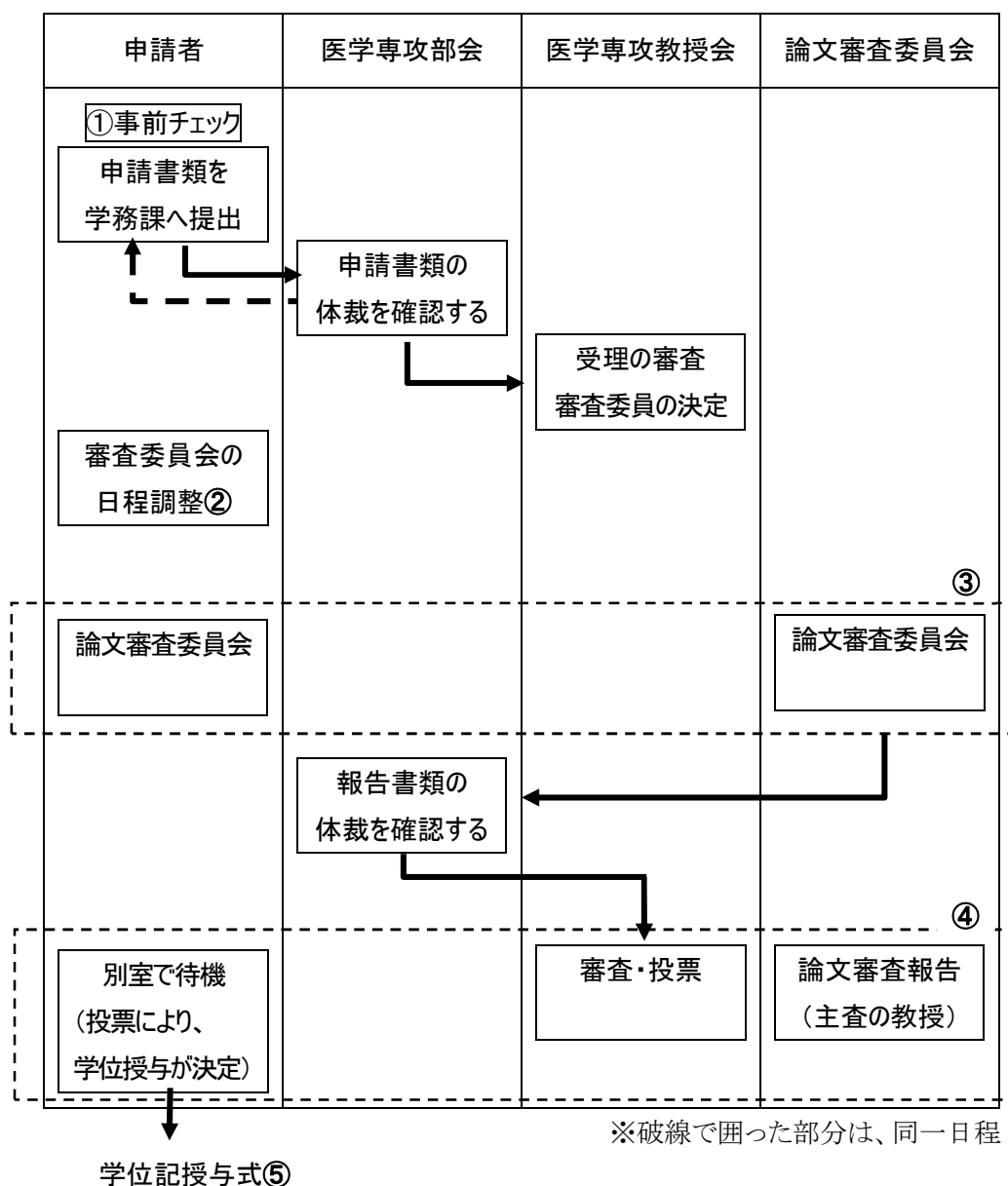
◎ 課程博士

1. 本学大学院医学系研究科医学専攻博士課程に所定期間在学していること（修了予定時期の1年以内であること）。
2. 所定単位を修得していること（見込みを含む）。
3. 必要な研究指導を受けていること。

◎ 論文博士

1. 医学に関する研究歴を有していること。
2. 論文博士外国語試験に合格していること。
3. 本学の常勤の教員、医員または研究生等として研究に従事していること。

【学位審査手順】



- ① 事前に様式 2, 3, 4, 8 を大学院係にメール送付し、書式、体裁等の確認を受ける。
- ② 論文ファイル 3 部を学務課で受け取り、審査委員会各委員に手渡すとともに論文審査委員会開催日程について日程調整を行う。(※論文博士申請者は論文審査手数料 57,000 円を学務課に納入する。)
- ③ 申請者は論文内容を審査委員に説明し、口頭試問を受ける。
- ④ 教授会で学位授与の審査を行う。申請者は指定場所にて待機が必要。
- ⑤ 学位記授与式(9 月または 3 月)

令和 8 年度大学院医学専攻部会・教授会開催日

医学専攻部会	医学専攻教授会	備考
4月6日(月)	4月16日(木)	
5月11日(水)	5月21日(木)	
6月8日(月)	6月18日(木)	
7月6日(月)	7月16日(木)	
***	***	
9月7日(月)	9月17日(木)	
10月5日(月)	10月15日(木)	
11月9日(月)	11月19日(木)	
12月7日(月)	12月17日(木)	
1月12日(火)	1月21日(木)	
2月1日(月)	2月9日(火)	
3月1日(月)	3月10日(水)	

【学位申請書類】

	書類名	課程博士	論文博士
学位論文	主論文【4部】	○	○
様式1	学位論文審査願	○	
様式2	論文目録	○	○
様式3	論文内容要旨	○	○
様式4	履歴書（課程博士用）	○	
様式4-1	履歴書（論文博士用）		○
様式4-2	研究歴調査書 ※必要な場合は研究従事証明書を併せて提出		○
様式5	承諾書 ※共著者がいる場合は全員分を提出	○	○
様式6	資格審査願		○
様式7-1	学位申請書（指導教員）		○
様式8	研究業績目録	○	○
その他	審査委員候補者推薦書	○	○
〃	（課程博士）学位申請時のチェック項目	○	
〃	（論文博士）学位申請時のチェック項目		○
〃	（課程博士）論文申請者・論文審査手続き進行手順	○	
〃	（論文博士）論文申請者・論文審査手続き進行手順		○
〃	大学卒業証明書（本学出身者を除く）		○
〃	外国語試験合格通知書の写し		○
〃	写真表		○
〃	審査手数料（57,000円）※受理の審査終了後に学務課に納入		○
審査終了後	学術機関リポジトリ登録許諾書	○	○
〃	学位申請論文の電子媒体（PDFファイル等）	○	○
該当者のみ	掲載を前提に受理されたことが確認できる書類	○	○
〃	副論文（ある場合）【4部】	○	○
〃	（本学以外の委員会での審査・承認を受けた場合） 他医療機関等における倫理審査結果報告書	○	○

【学位申請書類作成時の注意事項（各様式共通）】

- 字体は日本語「明朝体」、英語「Times New Roman」を使用し、字の大きさは 12 ポイントを使用すること。英数字フォントを Century で作成しないよう注意すること。
- コロン、コンマなどの記号は「Times New Roman」を使用し、後ろを半角スペース空けること。数値と単位の間も半角スペース空けるが（例: 5 kg）、%（パーセント）、°（角度）、°C（温度）はスペースをあけない（例: 5%）。
- 括弧は原則として「全角」とする。半角の括弧を使う場合は、「(」の前と「)」の後ろに半角スペースを入れること。
- 誤字・脱字・体裁等については細心の注意を払い、すべての書類について指導教員の確認を受けてから提出すること。体裁に問題があったり誤字・脱字が見つかったりした場合は、再提出が必要となるため審査が遅れる可能性があるので注意すること。

課程博士用

(別紙様式1)

【各様式及び記載例】

令和 ○ 年○○月○○日

浜松医科大学長 殿

○○ 年度入学

医学 専攻

氏名 浜松 太郎

学位論文審査願

自署または記名押印

浜松医科大学学位規程第10条第2項の規程により関係書類を添えて申請しますので審査願います。

指導教員承認印	印	受付年月日 受付番号	令和 年 月 日 第 号
---------	---	---------------	-----------------

副指導教員承認印	印
----------	---

記入しない

副指導教員を置いていない場合は不要

論文博士用

(別紙様式6)

令和〇年〇〇月〇〇日

浜松医科大学長 殿

氏名 浜松 太郎

自署または記名押印

資 格 審 査 願

浜松医科大学学位規程第5条第2項の規程による博士(医学)の学位を申請したいので、資格の審査をお願いします。

論文博士用

(別紙様式7の1)

令和〇年〇〇月〇〇日


浜松医科大学長 殿

氏名 浜松 太郎

自署または記名押印

学位申請書

浜松医科大学学位規程第10条第4項の規程により関係書類及び学位審査手数料57,000円を添えて博士(医学)の学位の授与を申請いたします。

指導教員承認印		受付年月日 受付番号	令和 年 月 日 第 号
---------	---	---------------	-----------------

令和 年 月 日

浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻教授会承認

学位審査 手数料	
-------------	--

著者名はフルネームを記載する（最後に and を入れない）。申請者の氏名にはアンダーラインを引く。

(別紙様式2)

論 文 目 録

報告番号	号	氏 名	浜 松 太 郎
------	---	-----	---------

主 論 文

Taro Hamamatsu, Jiro Toyohashi, Saburo Hamakita: Vasopressin with delayed combination of nitroglycerin increases survival rate in asphyxia rat model

(バズプレシンと時間差を伴ったニトログリセリンの併用はラット窒息モデルにおいて蘇生率を上昇させる)

Resuscitation 54: 297-301, 2025.

掲載誌名（正式名称）・巻・頁・西暦の順に記載する。〇〇月号を意味する（ ）は記載しない。

論文題目は文頭に大文字を用い、その他は固有名詞等除いて小文字で記載すること。

題目の日本語訳は欧文の内容を忠実に訳すこと（意訳しない）。

※公表予定の場合は、(in press) と記載。この場合、(in press) の語尾には、”.”を付さないこと。

(例) Resuscitation (in press)

※巻や頁が確定していない段階で「Epub ahead of print」として雑誌刊行以前にオンラインで発表されている場合は、DOI (Digital Object Identifier) を併記する。

(例) Gastric Cancer (in press doi: 10.1007/s10120-014-0409-4)

※印刷版のないオンラインジャーナルの場合は、掲載誌名・巻・ジャーナル所定の番号 (E123456、15 など) ・西暦年次の順に記載する。

(例) PLOS ONE 12: e98765, 2014.

※副論文（主論文の内容を相補する論文）の提出を希望する場合は、学務課へ相談すること（副論文も審査の対象となるため注意）。

[はじめに] → [材料ならびに方法] or [患者ならびに方法]
→ [結果] → [考察] → [結論] の順に記載すること。

(別紙様式 3)

論文内容要旨

No.1

医学専攻	氏名	浜松 太郎
論文題目	Enhanced migration of fibroblasts derived from lungs with fibrotic lesions (線維化病変を伴った肺由来の線維芽細胞における遊走能の亢進)	
<p>[はじめに] 特発性肺線維症 (IPF) の病理組織像では、線維芽細胞と細胞外マトリックスの増加がみられ、線維化形成の早期には肺胞内への線維芽細胞の遊走が生じると推測されている。IPF 由来の線維芽細胞の増殖能の亢進については、……</p>		

略語を用いる場合は、略語が分野の異なる研究者が見ても一般的と思われるもの (例: DNA) 以外については正式名を本文中の初出時に記載し、括弧内に略語を記載すること。

句読点は「、(読点)」・「。(句点)」を用いること。

見出しの後は改行し、文頭を 1 文字空けて書き出すこと。

次の見出しに入る際に、空白行は挿入しない

[材料ならびに方法] あるいは [患者ならびに方法]
○ 実験については、…

[材料ならびに方法]、[患者ならびに方法] のどちらかを選択すること。

本研究は、浜松医科大学臨床研究審査委員会の承認を受け実施した (承認番号: ○○)。

倫理に係る審査委員会 (本学の場合: 臨床研究審査委員会、生命科学・医学系研究倫理委員会、動物実験委員会等) の承認を得ている場合は、承認を受けた当時の委員会の名称及び承認番号を記載すること。
※承認番号が付されていない場合は、委員会への申請者名、申請題目、承認年月日を記載する。

欧文（単語を含む）は適切な日本語訳がない場合のみとし、それ以外は日本語（カタカナを含む）に訳すこと。日本語訳は関連学会の用語集に準拠すること。名前の付いた病名の日本語訳は関連学会の用語を使用すること。

[結果]
○○○…

…は確認されなかった。

一方、…



「1)、2)」等の箇条書きはせず、文章で記載すること。

…小さかった。

[考察]
○○は○○に対して影響を与えることが示されたが、…

…影響を小さく出来る可能性が考えられた。

○○による○○への…

…にも寄与していると考えられた。

[結論]
本研究は…

枠内に収まる程度で記載すること（用紙2枚を厳守）。
余白が多すぎる場合も部会から指摘される可能性があるため、
用紙2枚目の8割以上は記載することが望ましい。

…と考えられる。

<作成時の注意事項（各様式共通）>

- 字体は日本語「明朝体」、英語「Times New Roman」を使用し、字の大きさは12ポイントを使用すること。英数字フォントをCenturyで作成しないよう注意すること。
- コロンの記号は「Times New Roman」を使用し、後ろを半角スペース空けること。
数値と単位の間も半角スペース空けるが（例: 5 kg）、%（パーセント）、°（角度）、°C（温度）はスペースをあけない（例: 5%）。
- 括弧は原則として「全角」とする。半角の括弧を使う場合は、「(」の前と「)」の後ろに半角スペースを入れること。

「論文内容要旨」は、学位授与後に広く公表されるため、必ず指導教員のチェックを受けてから提出すること。体裁の問題や誤字・脱字がある場合は再審査が必要になり、学位取得が遅れる可能性があります。

学位申請における用語の統一について

対象語	統一表記	備考
cancer	がん	「がん」と「癌」の混在が多くみられるため
protein	タンパク質	protein、蛋白、タンパク、「タンパク質」と「蛋白質」の混在が多くみられるため
scoliosis	側弯症	従来側彎症と表記されることがあった（最近は側弯症）
cyst	嚢胞	のう胞
tyrosine	チロシン	タイロシン
insulin	インスリン	インシュリン
iodine	ヨウ素	ヨード、よう素

※ 組織の名称等、固有名詞についてはこの限りではない。例：〇〇癌学会

【基本方針】

欧文（単語を含む）は、その欧文を日本語に訳すと意味が異なったり、適切な日本語訳がない場合のみとし、それ以外は日本語（カタカナを含む）に訳すこと。

日本語訳は関連学会の用語集に準拠すること。

名前の付いた病名の日本語訳は関連学会の用語を使用すること。

略語は、なるべく用いないほうがよいが、用いる場合は正式名を本文中の初出時に記載し、括弧内に略語を記載することとし、その後から略語を用いること。

略語が分野の異なる研究者が見ても一般的と思われるもの（例：DNA）は最初から使用してもよいが、なるべく前記の方法をとること。

遺伝子・タンパク質の記載方法について

- ・ヒト遺伝子はイタリック体で顕性は大文字（潜性は大文字）
- ・マウス・ラットはイタリック体で語頭のみ大文字であとは小文字
- ・タンパク質はいずれも正体で大文字（遺伝子名と同じ略語の場合）
- ・タンパク質のspell outはすべて小文字でよい

※ 学位論文中の表記の仕方が異なる場合も原則上記の記載法が望ましいため、論文と照らし合わせて可能な限り従うこと。

(参考URL)

https://staff.aist.go.jp/s-hanai/gene_name.html

<https://ja.wikipedia.org/wiki/遺伝子命名法>

課程博士→様式 4
論文博士→様式 4-1 を使用

本籍は都道府県名のみを記載（留学生は国籍）。

(別紙様式 4) 又は (別紙様式 4-1)

履 歴 書

報告番号	第 号	
ふりがな	はままつ たろう	Ⓐ 男 ・ 女
氏名	浜松 太郎	昭和 57 年 6 月 7 日生
本籍	静岡県	
現住所	静岡県浜松市中央区半田山一丁目 20 番 1 号	

学 歴

平成 13 年 3 月 静岡県立〇〇〇高等学校卒業
 平成 13 年 4 月 浜松医科大学医学部医学科入学
 平成 19 年 3 月 浜松医科大学医学部医学科卒業
 平成 25 年 4 月 浜松医科大学大学院医学系研究科 (博士課程) 入学
 現在に至る

高等学校卒業から記載。

※ 大学、大学院の学部・研究科等の名称を正確に記載する。
 (例えば、「大学院医学研究科」ではなく、「大学院医学系研究科」と記載。)

職 歴

平成 19 年 4 月～平成 21 年 3 月
 ※医員 (研修医) の採用年月に注意
 浜松医科大学医学部附属病院医員 (研修医)
 平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月
 浜松医科大学医学部附属病院医員〇〇〇科
 平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月
 〇〇〇総合病院〇〇〇科医師 (常勤)

TA・RA・MA として従事した期間については記載しない。

※ 病院名を正確に記載すること
 (例えば、「浜松医科大学附属病院」ではなく、「浜松医科大学医学部附属病院」と記載)

研 究 歴

平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月
 浜松医科大学医学部附属病院医員〇〇〇科
 平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月
 浜松医科大学大学院研究生〇〇〇学講座
 平成 25 年 4 月～現在
 浜松医科大学大学院医学系研究科 (博士課程) 在学

免 許 等

平成 19 年 4 月 11 日 医師免許取得 医籍登録番号第 123456789 号

賞 罰

なし

医師免許・歯科医師免許・獣医師免許・薬剤師免許及びその他国家試験等に合格した免許の日付、登録番号を記載

上記のとおり相違ありません。

令和 〇 年〇〇月〇〇日

浜松 太郎

自署または記名押印

(別紙様式4の2)

履歴書の研究歴と合致させること。

研究歴調査書

氏名	浜松 太郎		
研究期間	施設名及び身分	指導者名	研究の内容
自 平成17年4月1日 至 平成20年3月31日	〇〇大学医学部附属病院 医員〇〇〇科	〇〇〇〇 教授	循環器に与える薬の 生理学的研究 2,3
自 平成20年4月1日 至 平成23年3月31日	浜松医科大学医学部助教 〇〇〇学講座	〇〇〇〇 教授	電気生理学的研究 4,5
自 平成23年4月1日 至 現在	〇〇〇研究センター〇〇 部門研究員 浜松医科大学大学院研究 生〇〇〇学講座	〇〇〇〇 部門長 〇〇〇〇 教授	電気生理学的研究 6

様式8の番号を該当の研究期間の研究の内容欄に記載すること。
研究期間は、現在に至るまでを順次に記載すること。

研究の内容欄は、主として行った研究の内容を記載する。研究内容の後にその期間の業績（様式8に記載した論文）の番号を記載する。

★ 研究従事証明書について

調査書に記載した研究期間について、**本学教員、医員、研究生等の期間以外**に関しては、研究指導者又は直接指導等を受けた大学院担当教員からの「**研究従事証明書**」を添付する(研究歴の取り扱いは学位論文審査実施要項によるものとする)。

(例)

研究従事証明書

氏名 〇〇〇〇
生年月日 年 月 日生

上記の者は、〇〇〇大学医学部附属病院〇〇科に〇〇〇として勤務するかたわら、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで私の指導の下で医学に関する研究を行っていたことを証明します。

令和 年 月 日
〇〇〇大学医学部〇〇〇学講座
教授 〇〇〇〇 印

1名につき1枚作成。

(別紙様式5)

承 諾 書

令和〇年〇〇月〇〇日

浜松医科大学長 殿

論文提出者氏名 浜松 太郎

共著者氏名

〇〇 〇〇

自署または記名押印

論文題目

Enhanced migration of fibroblasts derived from lungs with fibrotic lesions

The New England Journal of Medicine 50: 984-989, 2025.

上記論文を浜松太郎氏が浜松医科大学博士（医学）の学位申請の主論文として提出すること及び浜松医科大学学術機関リポジトリへ登録しインターネット上で無償公開することに異議ありません。

また、共著者である私は、上記論文をいかなる学位申請の主論文にも使用しません。

※自署または記名押印をした原本を提出すること。

ただし、共著者が海外在住の場合のみスキャンデータ（PDF）の提出でも可とする。

研究業績目録

(別紙様式8)

番号と論文がずれないように注意すること。

古いものから順に記載すること。

号	氏名	浜松 太郎
1	Fujita K, <u>Hamamatsu T</u> : Intravesical antitumor therapy immediately after transurethral resection of bladder cancer. Int J Cancer 1: 341-344, 2021.	
2	<u>Hamamatsu T</u> , Toyohashi J, Hama R, Matsu T: Effects of interferon-alfa and the herbal medicine sho-sai-ko-to on cytokine production and lung fibroblast proliferation. PLoS ONE 12: e98765, 2023.	
3	<u>Hamamatsu T</u> , Toyohashi J, Shizuoka R, Mishima T, Kakegawa U: CD44-SLC1A2 fusion transcripts in primary colorectal cancer. Pathol Oncol Res (in press doi: 10.1007/s12253-014-9887-2)	

査読付きの学会誌等に掲載されている英文の原著論文（原則5年以内）を記載すること。
論文題目は固有名詞等を除いて文頭のみ大文字にし、著者名（ファーストネームとミドルネームはイニシャル）・論文題目・掲載誌名（略誌名：最後にピリオドはつけない）・巻・頁・西暦年次の順に記載する。
申請者氏名にはアンダーラインを引くこと。

学位申請論文の記載を忘れないように注意すること。

査読付きの学会誌等に掲載されている英文の原著論文を発表年月日順に記載する。

論文審査委員会委員候補者推薦書（紹介・指導教員推薦分）

申請者氏名 _____

候補者氏名 _____ 教授（主査）

副査2名の職位が同じ場合は
50音順で記載する。

_____ 教授

_____ 教授

2人目の副査は教授、准教授、
講師等の職位も記入する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

自署または記名押印

紹介・指導教員 _____

- (注) 指導教員・共著者及び同一講座の教員は審査委員会委員に推薦できない。
- (注) 副指導教員は、論文審査委員会の主査になることができない（副査は可）。
- (注) 審査委員候補者のうち2人以上は、大学院医学専攻教授会構成員とすること。
- (注) 副査については、職位が同等の場合は50音順に記載すること。
- (注) 「紹介・指導教員」欄は自署又は記名押印とする。

学位申請時のチェック項目(課程博士申請者用)

氏名: _____

申請資格

- 学位申請論文は英文の原著論文であり、共著の場合は筆頭著者になっていますか
- 掲載誌はMEDLINE又はWeb of ScienceのSCIEに収載されていますか
- 論文はアクセプトされていますか
- 未掲載の論文の場合は、アクセプトされていることが確認できる資料(アクセプト証明書、出版社からのメール等)を付けていますか

論文目録

- 論文の題目は文頭以外は小文字で表記されていますか
- 欧文の論文題目には日本語訳を付し、日本語訳は欧文の内容を忠実に訳してありますか
- 学位論文の掲載誌名は正式名称で記載してありますか
- 掲載誌名、巻等は、『掲載誌名 巻: ページ, 年.』の順番に記載されていますか
- 印刷公表予定論文は、掲載誌名の後に(in press)と記載されていますか
- 学位論文の共著者の承諾書は全員分ありますか

論文内容要旨

- 句読点は「、」「。」を用いてありますか
- 各項目([はじめに]、[結果]...等)の後ろは改行し、文頭は1文字あけてありますか
- 文中の英語普通名詞は、原則として小文字で表記されていますか
- 数字と単位(%、°、℃は除く)の間を半角スペース空けてありますか (『5 mm, 100 mg』)

履歴書

- 研究歴に大学院生の期間は含まれていますか

研究業績目録

- 著者名、論題、掲載誌の省略名、巻、ページ、西暦年次は記載要領のとおりになっていますか(「著者名: 論題. 掲載誌名 巻: ページ, 西暦年次.」になっていますか)
- 著者名は、記載要領通り省略されていますか (『Suzuki A, Sato A,... Suzuki B:』)
- 研究業績は前の業績から順に記載し、学位論文も記載されていますか

倫理面への配慮

倫理に係る委員会(本学の場合:臨床研究審査委員会、生命科学・医学系研究倫理委員会、臨床研究倫理委員会、組換えDNA実験安全委員会、動物実験委員会等)の承認を得ていますか

- はい
 - 論文内容要旨の中で、倫理に係る委員会の承認を得ていることを記載していますか
 - 論文内容要旨の中で、委員会の名称と委員会での承認番号を記載していますか
- いいえ
 - 委員会の審査対象ではないことを確認しましたか

その他

- 学位論文審査願、履歴書及び承諾書の署名欄は、自署または記名押印をしていますか
- 各様式の字体は日本語「明朝体」、英語「Times New Roman」とし、字の大きさは12ポイントを使用していますか
- 各様式のコンマ、コロン等の記号は「Times New Roman」を使用し、後ろを半角スペース空けてありますか

※ 提出された書類は広く公表されるので、**必ず指導教員の最終チェックを受け、正式な書式に則って申請をして下さい**

学位申請時のチェック項目(論文博士申請者用)

氏名: _____

申請資格

- 学位申請論文は英文の原著論文であり、共著の場合は筆頭著者になっていますか
- 掲載誌はMEDLINE又はWeb of ScienceのSCIEに収載されていますか
- 論文はアクセプトされていますか
- 外国語試験は合格していますか(年 期合格)
- 研究歴は定められたとおり満たしていますか

論文目録

- 論文の題目は文頭以外は小文字で表記されていますか
- 欧文の論文題目には日本語訳を付し、日本語訳は欧文の内容を忠実に訳してありますか
- 学位論文の掲載誌名は正式名称で記載してありますか
- 掲載誌名、巻等は、『掲載誌名 巻: ページ, 年.』の順番に記載されていますか
- 印刷公表予定論文は、掲載誌名の後に(in press)と記載されていますか
- 学位論文の共著者の承諾書は全員分ありますか

論文内容要旨

- 句読点は「,」「。」を用いてありますか
- 各項目([はじめに],[結果]...等)の後ろは改行し、文頭は1文字あけてありますか
- 文中の英語普通名詞は、原則として小文字で表記されていますか
- 数字と単位(%、°、℃は除く)の間を半角スペース空けてありますか (『5 mm, 100 mg』)

履歴書、研究歴調査書

- 「履歴書」の研究歴と「研究歴調査書」の記載内容とは合っていますか
- 「研究歴調査書」において本学以外の職員等であった期間の「研究従事証明書」はありますか
- 「研究歴調査書」の研究期間に誤りはありませんか

研究業績目録

- 著者名、論題、掲載誌の省略名、巻、ページ、西暦年次は記載要領のとおりになっていますか(「著者名: 論題. 掲載誌名 巻: ページ, 西暦年次.」になっていますか)
- 著者名は、記載要領通り省略されていますか (『Suzuki A, Sato A,... Suzuki B:』)
- 研究業績は前の業績から順に記載し、学位論文も記載されていますか

倫理面への配慮

倫理に係る委員会(本学の場合:臨床研究審査委員会、生命科学・医学系研究倫理委員会、臨床研究倫理委員会、組換えDNA実験安全委員会、動物実験委員会等)の承認を得ていますか

- はい
 - 論文内容要旨の中で、倫理に係る委員会の承認を得ていることを記載していますか
 - 論文内容要旨の中で、委員会の名称と委員会での承認番号を記載していますか
- いいえ
 - 委員会の審査対象ではないことを確認しましたか

その他

- 学位論文審査願、履歴書及び承諾書の署名欄は、自署または記名押印をしていますか
- 各様式の字体は日本語「明朝体」、英語「Times New Roman」とし、字の大きさは12ポイントを使用していますか
- 各様式のコンマ、コロン等の記号は「Times New Roman」を使用し、後ろを半角スペース空けてありますか

※ 提出された書類は広く公表されるので、**必ず指導教員の最終チェックを受け、正式な書式に則って申請をして下さい**

論 文 審 査 申 請 者

令和 年 月 日提出

受付番号	申請	学籍番号	フリガナ 氏 名	指導教員	
	課程博士			副指導教員	
連絡先	現住所	〒 電話 email FAX			
	勤務先	有	機関名 〒	FAX	
		無	電話 email		

・・・・・・・・・・上記太枠のみ記入してください(受付番号は記入しない)・・・・・・・・・・

論 文 審 査 手 続 き 進 行 手 順

大学院係受付年月日	. .	学位申請論文体裁チェック・修正等
大学院医学専攻部会 受理 審議日	. .	指導教員に教授会審議日の連絡
大学院医学専攻教授会 受理 審議日	. .	
論文審査委員会 開催日	. .	主査(1名): 副査(2名):
論文データ提出	. .	
大学院医学専攻部会 授与 審議日	. .	審査委員会主査、指導教員、申請者に教授会審議日の連絡
大学院医学専攻教授会 授与 審議日	. .	リポジトリ登録許諾書提出
学位授与年月日	. .	
学位記番号	医博 第 号	

論 文 審 査 申 請 者

令和 年 月 日提出

受付番号	申請	学籍番号	フリガナ 氏 名	指導教員	
	論文博士	/		副指導教員	
連絡先	現住所	〒 電話 email FAX			
	勤務先	有	機関名 〒	FAX	
		無	電話 email	FAX	

・・・・・・・・・・上記太枠のみ記入してください(受付番号は記入しない)・・・・・・・・・・

論 文 審 査 手 続 き 進 行 手 順

大学院係受付年月日	. .	学位申請論文体裁チェック・修正等
大学院医学専攻部会 受理 審議日	. .	指導教員に教授会審議日の連絡
大学院医学専攻教授会 受理 審議日	. .	
審査手数料納付日 (論文博士のみ)	. .	会計課出納係へ納付、領収証及び様式7に領収印をもらう (領収証は申請者に渡す)
論文審査委員会 開催日	. .	主査(1名): 副査(2名):
論文データ提出	. .	
大学院医学専攻部会 授与 審議日	. .	審査委員会主査、指導教員、申請者に教授会審議日の連絡
大学院医学専攻教授会 授与 審議日	. .	リポジトリ登録許諾書提出
学位授与年月日	. .	
学位記番号		医博論 第 号

浜松医科大学学術機関リポジトリへの学位論文の登録について

学位規則において、博士の学位を授与された者は、当該博士の学位論文(以下「博士論文」という。)をインターネットの利用により公表することとなっています。

本学では浜松医科大学学術機関リポジトリ(以下「機関リポジトリ」という。)に博士論文を登録することにより、公表を行っています。

また、修士論文につきましても、大学院修士課程部会において、機関リポジトリへの登録を推進していくことが了承されております。

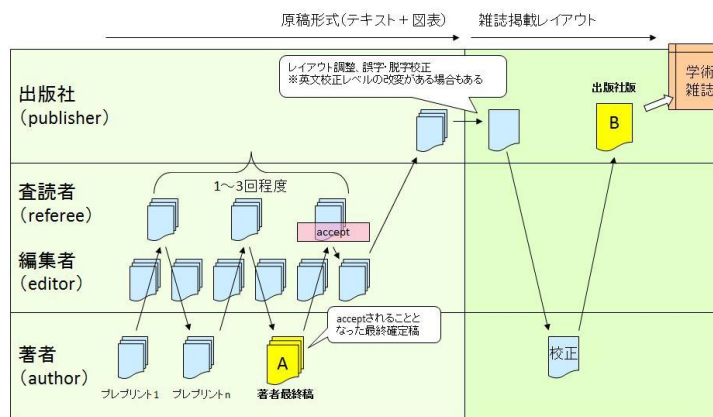
つきましては、貴殿が提出された学位論文の機関リポジトリへの登録において、下記の通り手続きを進めてくださいますようお願い申し上げます。

記

■ 機関リポジトリへの登録手続き

- (1) 次の書類を下記提出先へご提出ください。
 - 浜松医科大学学術機関リポジトリ登録許諾書(学位論文)
 - 学位論文の電子複写物(学位審査時に提出した論文データ)
 - 学位論文審査時とは異なる段階の論文データ ※
- (2) 留意事項
 - 学位審査時に提出した学位論文が、下記のどの段階に該当するか登録許諾書にご記入ください。

著者最終稿	出版社へ投稿し、アクセプト(掲載許諾)されたデータ
出版社版	学術雑誌に掲載されたデータ
その他	出版物として公表しない場合



参考: 北海道大学附属図書館作成資料

- 提出いただいた電子複写物は、図書館で PDF 化し、登録・公開いたします。
- 著作権の都合上、学位論文が機関リポジトリ上で公開されない場合や、エンバーゴ(公開禁止)期間後に公開になる場合もございます。

※学位審査時とは異なる段階の論文データが登録可能な場合、当該論文データは「学術雑誌論文」として別項目に登録します。

■ 提出先

学務課 大学院係 (内線: 2204) Email: daigakuin@hama-med.ac.jp

■ 問い合わせ先 (リポジトリに関する質問等は下記までご連絡ください)

学術情報課 目録情報係(内線: 2170) Email: lib-moku@hama-med.ac.jp

浜松医科大学学術機関リポジトリ登録許諾書(学位論文)

令和 年 月 日

浜松医科大学附属図書館長 殿

私が執筆した下記の学位論文(全文)について、「浜松医科大学学術機関リポジトリ運用指針」に従って、浜松医科大学学術機関リポジトリに登録し、インターネット上で無償公開することを許諾します。

記

氏名(自署)	(漢字)	[姓]	[名]
	(ローマ字系)	[Family name]	[Given name]
論文の種類	<input type="checkbox"/> 博士論文 <input type="checkbox"/> 修士論文		
論文題目 (投稿雑誌名等)			
学位取得年月日	年	月	日
論文主査名			
連絡先	電話番号 TEL No.		
	メールアドレス Email address	@	
公開年月日 (指定のある場合)	年	月	日 (※注 3.)
学位審査時 提出データ	<input type="checkbox"/> 著者最終稿 <input type="checkbox"/> 出版社版 <input type="checkbox"/> その他()		
確認事項	<input type="checkbox"/> 共著者がある場合は、リポジトリ登録に関する共著者の許諾を得てからご提出ください。 <input type="checkbox"/> 学位申請時の論文データが登録不可の場合は、登録可能な段階の論文データの登録に同意します。(※注 5. 提出された場合のみ)		

<注意事項>

1. この許諾書は、学位論文のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について許諾を与えていただくものです。
2. 浜松医科大学学術機関リポジトリではデータの公開にあたり、データの複製(印刷・ダウンロード等)は、調査研究・教育、または学習を目的としている場合に限定されることを明示いたします。
3. 学位論文が出版社から刊行予定である場合や、特許・実用新案等の申請予定がある場合は、上記の公開年月日を指定していただくか、あるいは下記までご相談ください。また、刊行済で出版社に著作権がある場合には公開できない場合があります。
4. この許諾書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。
5. 学位申請時に提出された論文データが登録不可の場合、同論文の異なる段階の論文データが登録可能であれば、当該論文データを「雑誌掲載論文」として登録いたします。

<問い合わせ先>

学術情報課目録情報係

TEL: 053-435-2170 (内線: 2170)

Email: lib-moku@hama-med.ac.jp

附属図書館処理欄
受付日

(記入例)

浜松医科大学学術機関リポジトリ登録許諾書(学位論文)

令和 3 年 3 月 16 日

浜松医科大学附属図書館長 殿

私が執筆した下記の学位論文(全文)について、「浜松医科大学学術機関リポジトリ運用指針」に従って、浜松医科大学学術機関リポジトリに登録し、インターネット上で無償公開することを許諾します。

記

記入日・氏名は
自筆でご記入ください

氏名(自署)	(漢字)	[姓] 浜松	[名] 太郎
	(ローマ字系)	[Family name] Hamamatsu	[Given name] Taro
論文の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 博士論文 <input type="checkbox"/> 修士論文		
論文題目 (投稿雑誌名等)	The statistical survey on ○○ in University Hospital (大学病院における○○に関する統計調査) The New England Journal of Medicine 50: 985-990,2015.		
学位取得年月日	2021 年 3 月 14 日		
論文主査名	半田 一郎		
連絡先	電話番号 TEL No.	053-×××-×××× or 090-××××-××××	
	メールアドレス Email address	×××××@gmail.com	
公開年月日 (指定のある場合)	年	月	日 (※注3.)
学位審査時 提出データ	<input checked="" type="checkbox"/> 著者最終稿 <input type="checkbox"/> 出版社版 <input type="checkbox"/> その他()		
確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 共著者がある場合は、リポジトリ登録に関する共著者の許諾を得てからご提出ください。 <input checked="" type="checkbox"/> 学位申請時の論文のバージョンが登録不可の場合は、登録可能な段階のバージョンの登録に同意します。(※注5. 提出された場合のみ)		

<注意事項>

- この許諾書は、学位論文のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について許諾を与您していただくものです。
- 浜松医科大学学術機関リポジトリではデータの公開にあたり、データの複製(印刷・ダウンロード等)は、調査研究・教育、または学習を目的としている場合に限定されることを明示いたします。
- 学位論文が出版社から刊行予定である場合や、特許・実用新案等の申請予定がある場合は、上記の公開年月日を指定していただくか、あるいは下記までご相談ください。また、刊行済で出版社に著作権がある場合には公開できない場合があります。
- この許諾書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。
- 学位申請時に提出された論文データが登録不可の場合、同論文の異なる段階の論文データが登録可能であれば、当該論文データを「雑誌掲載論文」として登録いたします。

<問い合わせ先>

学術情報課目録情報係

TEL:053-435-2170 (内線:2170)

Email:lib-moku@hama-med.ac.jp

附属図書館処理欄

受付日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条並びに浜松医科大学学則(平成 16 年規則第 25 号。以下「学則」という。)第 33 条及び第 45 条の規定に基づき、浜松医科大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学士の学位には、医学科にあつては医学、看護学科にあつては看護学の名称をそれぞれ付記する。

3 修士の学位には、看護学専攻博士前期課程にあつては看護学の名称を付記する。

4 博士の学位には、次の各号に掲げる課程にあつては当該各号に定める名称をそれぞれ付記する。

(1) 医学専攻博士課程 医学

(2) 看護学専攻博士後期課程 看護学

(3) 光医工学共同専攻博士後期課程 光医工学

(学士の学位の授与要件)

第 3 条 学士の学位は、本学の医学部を卒業した者に対し授与する。

(修士の学位の授与要件)

第 4 条 修士の学位は、本学の大学院の看護学専攻博士前期課程を修了した者に対し授与する。

(博士の学位の授与要件)

第 5 条 博士の学位は、本学の大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に対し授与する。

2 前項に定めるもののほか博士課程については、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、同課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し博士の学位を授与することがある。

(学位論文の中間審査の願出)

第 6 条 看護学専攻博士後期課程により中間審査を願ひ出る者は、所定の中間審査申請書に研究計画書及び必要に応じ参考資料を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

2 中間審査に係る審査手数料は、徴取しない。

(中間審査の付託)

第 7 条 学長は、看護学専攻博士後期課程からの中間審査申請書等を受理した場合は、大学院医学系研究科看護学専攻教授会(以下「大学院看護学専攻教授会」という。)に審査を付託する。

(中間審査委員会)

第 8 条 大学院看護学専攻教授会は、審査を付託された申請書ごとに看護学専攻博士後期課程を担当する教授又は准教授 3 人以上で構成する看護学専攻博士中間審査委員会を設け審査を行う。ただし、中間審査委員会は、研究指導資格を有する教授を 2 人以上含むものとする。

2 前項にかかわらず、大学院看護学専攻教授会が必要と認めた場合は、本学大学院の他専攻、他の大学院又は研究機関の教員等を審査委員に加えることができる。

(中間審査の実施、結果報告等)

第 9 条 中間審査は、研究計画発表会により行う。

2 中間審査委員会は、発表された研究計画について「中間審査結果の要旨」に研究実施の可否に関する意見を添えて大学院看護学専攻教授会に文書で報告する。

3 大学院看護学専攻教授会は、中間審査委員会の報告に基づき、研究実施の可否を決議する。

(学位論文の審査の願出)

第 10 条 博士前期課程により学位論文の審査を願ひ出る者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文内容要旨を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

2 博士課程により学位論文の審査を願ひ出る者は、所定の学位論文審査願に論文目録、学位論文、論文内容要旨及び履歴書を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

3 博士後期課程により学位論文の審査を願ひ出る者は、所定の学位論文審査願に学位論文、論文内容要旨及び論文目録を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

4 第 5 条第 2 項の規定により学位授与を申請する者は、所定の学位申請書に論文目録、学位論文、論文内容要旨、履歴書及び別に定める学位論文審査手数料を添えて、学長あてに提出するものとする。

(学位論文)

第 11 条 学位論文は、1 編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型、標本等の資料を提出させることがある。

(学位論文、学位論文審査手数料等の返付)

第12条 受理した学位論文、学位論文審査手数料等は、返還しない。

(学位に係る審査の付託)

第13条 学長は、看護学専攻博士前期課程又は同専攻博士後期課程からの学位論文等を受理した場合は、大学院看護学専攻教授会に審査を付託する。

2 学長は、医学専攻博士課程からの学位論文等を受理した場合は、大学院医学系研究科医学専攻教授会(以下「大学院医学専攻教授会」という。)に審査を付託する。

3 学長は、光医工学共同専攻博士後期課程からの学位論文等を受理した場合には、光医工学共同専攻協議会(以下「協議会」という。)に審査を付託する。

(審査委員会)

第14条 大学院看護学専攻教授会は、審査を付託された学位論文につき、看護学専攻博士前期課程からの学位論文にあつては本学の大学院の看護学専攻博士前期課程の研究指導担当の教員からなる看護学専攻修士審査委員会を設け、看護学専攻博士後期課程からの学位論文にあつては本学の大学院の看護学専攻博士後期課程の研究指導担当の教員からなる看護学専攻博士審査委員会を設け、それぞれに審査を行う。ただし、看護学専攻修士審査委員会は教授1人以上を含むものとし、看護学専攻博士審査委員会は研究指導資格を有する教授を2人以上含むものとする。

2 大学院医学専攻教授会は、審査を付託された学位論文につき、本学の大学院の医学専攻博士課程担当の教員3人からなる医学専攻博士審査委員会を設け、審査を行う。ただし、審査委員のうち2人以上は、大学院医学専攻教授会構成員とする。

3 協議会は、審査を付託された学位論文につき、本学大学院医学系研究科光医工学共同専攻及び静岡大学光医工学研究科光医工学共同専攻の教員(教授及び准教授)4人からなる学位審査委員会(以下「光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会」という。)を設け、審査を行う。ただし、審査委員のうち3人以上は、教授とする。

4 大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会又は協議会が必要と認めた場合は、本学大学院の他専攻、他の大学院又は研究所等の教員等を該当する審査委員会の委員とすることができる。

5 看護学専攻修士審査委員会は、学位論文の審査のほか、試験を行う。

6 看護学専攻博士審査委員会、医学専攻博士審査委員会及び光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会は、学位論文の審査のほか、試験及び学力の確認を行う。

(論文審査、試験及び学力の確認)

第15条 学位論文の審査は、査読、調査、発表、検討会等により行うものとする。

2 試験及び学力の確認は、学位論文の審査終了後に行うものとする。

3 学位論文の審査の結果、不合格と判定した場合は、試験及び学力の確認を行わないものとする。

4 試験は、学位論文の関連分野について行うものとする。

5 看護学専攻博士審査委員会の実施する試験については、学位論文を中心として、関連分野についての口述試験又は筆記試験によって行うものとする。

6 医学専攻博士審査委員会の実施する学力の確認は、2外国語、専攻学術全般及び学位論文の関連分野について、口頭試問及び筆答試問により行うものとする。ただし、大学院医学専攻教授会が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

7 光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会の実施する試験については、学位論文を中心として、関連分野については口頭試問又は筆答試問により行うものとする。

8 光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会の実施する学力の確認については、学位論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭試問又は筆答試問により行うものとする。

(審査期間)

第16条 看護学専攻博士審査委員会、医学専攻博士審査委員会及び光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会は、博士の学位論文等を受理した日から1年以内に学位論文の審査、試験又は学力の確認を行うものとする。ただし、特別の事情が生じ、看護学専攻博士審査委員会、医学専攻博士課程教授会又は協議会が了承した場合は、その期間をさらに1年以内に限り延長することができる。

(審査及び試験等の報告)

第17条 看護学専攻修士審査委員会は、学位論文の審査及び試験の結果について、大学院看護学専攻教授会に論文審査結果要旨等を提出して報告するものとする。

2 看護学専攻博士審査委員会、医学専攻博士審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認の結果について、大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会に論文審査結果要旨等を提出して報告するものとする。

3 光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認の結果について、協議会に報告するものとする。

(学位授与の審査)

第18条 大学院看護学専攻教授会は、前条第1項の報告に基づき、修士の学位を、又は前条第2項の報告に基づき博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。

2 大学院医学専攻教授会は、前条第2項の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。

3 協議会は、前条第3項の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。

4 前3項の審査において学位を授与すべきとする場合は、当該教授会又は協議会において、委任状を除く出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位授与)

第19条 学長は、前条の審査を参酌して、修士又は博士の学位を授与する。

2 修士又は博士の学位を授与しないと決定した者には、その旨通知する。

(博士論文内容要旨等の公表)

第20条 学長は、博士の学位を授与した日から3月以内に、博士の学位授与に係る論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、看護学専攻博士後期課程においては、1年以内に公表するものとする。

(博士論文の公表)

第21条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその博士論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会又は協議会の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、学長はその博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第22条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、浜松医科大学の名称を付記するものとする。ただし、光医工学共同専攻に係る学位については、当該光医工学共同専攻を構成する大学名を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告)

第23条 学長は、本学において博士の学位を授与したときは、学位規則第12条の規定により、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位授与の取消し)

第24条 学長は、修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、当該教授会又は協議会に諮って、学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 当該教授会又は協議会において、前項の議決をする場合は、第14条第4項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第25条 学位記は、別記様式のとおりとする。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会、大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会又は協議会(以下「教授会」という。)に諮って学長が行う。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、教授会に諮って学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成16年11月11日規程第127号)

この規程は、平成16年11月11日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月9日規程第2号)

この規程は、平成18年2月9日から施行する。

附 則(平成18年4月13日規程第23号)

この規程は、平成18年4月13日から施行する。

附 則(平成25年6月13日規程第4号)

この規程は、平成25年6月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月12日規程第16号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 7 日規程第 18 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 10 月 15 日規程第 35 号)

この規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 2 月 28 日規程第 22 号)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 3 年度以前の大学院医学系研究科看護学専攻(修士課程)の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、学位審査については、看護学専攻博士前期課程の手順に準ずる。

附 則(令和 7 年 2 月 28 日規程第 8 号)

この規程は、令和 7 年 2 月 28 日から施行する。

附 則(令和 8 年 2 月 24 日規程第 12 号)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻博士学位論文審査実施要項

制 定 平成 28 年 2 月 3 日 要項第 3 号
改 正 令和 6 年 10 月 29 日 要項第 58 号

この要項は、浜松医科大学学位規程（平成 16 年規程第 75 号。以下「規程」という。）第 27 条の規定に基づき、博士の学位（以下「学位」という。）に係る学位論文審査の実施について必要な事項を定める。

第 1 医学専攻博士課程修了による学位論文審査の申請

1 申請者の資格

規程第 5 条第 1 項の規定に基づき学位論文審査の申請をすることができる者は、浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻博士課程（以下「博士課程」という。）に所定の期間在学し、所定の単位を修得した者で、かつ必要な研究指導を受けた者とする。

2 申請の時期

学位論文審査の申請締切時期は、原則として 9 月修了予定者は 5 月 31 日まで、3 月修了予定者は 11 月 15 日までとし、当該日が休業日に当たるときは、直後の平日とする。ただし、別に定める要件を満たす場合は、この限りでない。

3 申請のための提出書類

学位論文審査を申請する者（以下「学位論文審査申請者」という。）は、次に掲げる書類を指導教員の承認を得て、学務課に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別紙様式 1） 1 部
- (2) 論文目録（別紙様式 2） 1 部
- (3) 主論文 4 部
- (4) 副論文（ある場合） 4 部
- (5) 論文内容要旨（別紙様式 3） 1 部
- (6) 履歴書（別紙様式 4） 1 部
- (7) 学位論文（主論文・副論文）が未掲載の場合は掲載を前提に受理されたことが確認できる書類 1 部
- (8) 学位論文（主論文・副論文）が共著論文である場合は共著者の承諾書（別紙様式 5） 1 部
- (9) 研究業績目録（別紙様式 8） 1 部

第 2 論文提出による学位論文審査の申請

1 申請者の資格

規程第 5 条第 2 項の規定に基づき学位論文審査の申請をすることができる者は、次の各号の一に該当し、かつ医学に関する研究歴を有し、申請時において、本学が行う論文博士外国語試験（以下「外国語試験」という。）に合格して 5 年以内であり、本学の常勤の教員、医員又は研究生等として研究に従事しているものとする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限 6 年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者で、5 年以上の研究歴を有する者
- (2) 前号の課程以外の大学の課程を卒業した者で、7 年以上の研究歴を有する者
- (3) その他浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻教授会（以下「大学院医学専攻教授会」という。）が前各号と同等以上と認めた者

2 前項各号の研究歴とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学又は医学に関連のある国公立の研究所、研究施設等の研究機関において常勤の教員又は研究員として研究に従事した期間
- (2) 大学院を退学した者の場合は、大学院に在学した期間又は専攻科に在学した期間
- (3) 大学又は医学に関連のある国公立の研究所、研究施設等の研究機関の研究生として研究に従事した期間
- (4) 大学の医学部附属病院において、診療助教、医員又は非常勤医師として研究に従事した期間。ただし、非常勤医師については研究業績及び勤務時間等を踏まえ、研究に従事した期間に相当する期間
- (5) 本学と民間等共同研究取扱規程等の制度に基づく共同研究において、研究に従事した期間
- (6) その他大学院医学専攻教授会において、医学に関する研究に従事したと認定された期間

3 他の研究機関等における研究を論文として提出する場合は、これを紹介論文とし、その申請資格は、前 2 項を参考とし、大学院医学専攻教授会で審議する。

4 その他 1 項にかかわらず、規程第 5 条第 2 項の規定に基づき学位論文を提出することができる者については、別に定める。

5 申請のための提出書類

学位論文審査を申請する者は、次に掲げる書類を指導教員又は学位論文を紹介した教員（以下「紹介教員」という。）の承認を得て、学務課に提出する。

- (1) 資格審査願（別紙様式6） 1部
- (2) 学位申請書（別紙様式7） 1部
- (3) 論文目録（別紙様式2） 1部
- (4) 主論文 4部
- (5) 副論文（ある場合） 4部
- (6) 論文内容要旨（別紙様式3） 1部
- (7) 履歴書（別紙様式4の1） 1部
- (8) 研究歴調査書（別紙様式4の2） 1部
- (9) 学位論文（主論文・副論文）が未掲載の場合は掲載を前提に受理されたことが確認できる書類 1部
- (10) 学位論文（主論文・副論文）が共著論文である場合は共著者の承諾書（別紙様式5） 1部
- (11) 研究業績目録（別紙様式8） 1部
- (12) 大学卒業証明書（本学出身者を除く。） 1部
- (13) 研究従事証明書 1部
- (14) 写真（3か月以内に撮影したもの） 1枚
- (15) 外国語試験合格通知書の写し

6 学位論文審査手数料

- (1) 学位論文審査手数料は、学位論文受理決定後に学務課に納入するものとする。
- (2) 博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後2年以内に学位論文を提出する場合は、学位論文審査手数料を免除することができる。

第3 学位論文

- 1 学位論文は、原則として英文の原著論文とする。
- 2 学位論文が共著の場合は、次に掲げる条件を満たすものとする。
 - (1) 学位論文審査申請者は、筆頭著者であること。
 - (2) 学位論文審査申請者は、他の共著者から当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨の承諾を得ていること。
- 3 学位論文は、査読付きの学会誌等に掲載（電子媒体による掲載を含む。以下同じ。）された論文又は掲載が予定されている論文とし、原則としてMEDLINE又はWeb of ScienceのSCIEに収載されているものとする。
- 4 学位論文は、原則として掲載後5年以内のものとする。
- 5 前項にかかわらず、課程博士にあっては、原則として入学から1年以上経て掲載された論文とする。
- 6 掲載が予定されている学位論文は、雑誌の編集委員会等による掲載を前提に受理されたことが確認できる書類があれば、掲載論文とみなすことができる。
- 7 前項により学位の授与を受けた者は、学位の授与を受けた日から1年以内に学術機関リポジトリへ登録し、直ちに別刷等の印刷物1部を学務課に提出しなければならない。
- 8 第1項から第5項に該当するか否か不明の場合又は疑義がある場合は、疑義の生じた時点で大学院医学専攻部会において協議する。

第4 審査

1 資格等審査

学位論文審査申請者の資格等審査は、次に掲げる事項について、大学院医学専攻部会が行うものとする。

- (1) 課程修了による学位論文審査申請者
 - ア 在学年数
 - イ 単位修得状況
 - ウ その他
- (2) 論文提出による学位論文審査申請者
 - ア 研究歴
 - イ 外国語試験合格の有効期限
 - ウ その他

2 学位論文の受理

学長は、大学院医学専攻部会の資格等審査の報告に基づき、大学院医学専攻教授会の議を経た上で学位論文を受理する。

3 審査委員の選出

- (1) 大学院医学専攻教授会は、学長から学位論文の審査を付託された場合は、直ちに大学院医学専攻部会の推薦により、審査委員3名を選出する。

- (2) 他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員とする場合は、前号の審査委員の内数とする。
 - (3) 審査委員3名のうち1名を主査とする。主査は、委員の互選により選出する。
 - (4) 指導教員、紹介教員並びに学位論文審査申請者が所属する講座（附属病院診療科・部を含む。）の教員は、審査委員には選出できない。
- 4 学位論文審査及び専攻分野の試問
- (1) 審査委員は、受理した学位論文を審査するとともに専攻分野の試問を行い、その結果の要旨を（別紙様式9）により、大学院医学専攻教授会に報告するものとする。
（審査基準）
 - ア 論文審査：学位申請論文が当該分野における学術的意義、新規性、創造性等を有していること。
 - イ 試験及び学力確認：学位申請者が研究の計画及び遂行能力、研究成果の論理的説明能力、当該分野の関連研究領域及び専門分野全般の知識、倫理的判断能力等を有していること。
 - (2) 審査期間中の学位論文は、学務課において閲覧に供するものとする。
- 5 学位授与の可否の議決
学位授与の可否の議決は、投票により行うものとする。
- 6 論文提出による学位論文審査申請者の外国語試験については、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降に申請のあった審査から適用する。

附 則(平成28年7月13日要項第54号)

- 1 この要項は、平成28年7月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 第2の1項に規定する外国語試験合格の有効期限及び第2の5項（15）に規定する書類については、平成29年春期外国語試験より適用する。
- 3 平成27年度以前に外国語試験に合格している者の研究歴の取扱いは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年1月26日要項第10号)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月30日要項第51号)

この要項は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和5年3月16日要項第8号)

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年10月29日要項第58号)

この要項は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以降に申請のあった審査から適用する。

浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻博士学位論文審査実施要項等に関する申合せ

制 定 平成 28 年 7 月 13 日申合せ第 38 号
改 正 令和 4 年 1 月 26 日申合せ第 7 号

- 1 実施要項第 1 の 2 項のただし書きに関しては、次のとおり取り扱う。
 - (1) 申請の時期までに学位申請できずに単位修得退学をする場合、大学院継続研究生として入学のうえ学位申請を行うことができる。
 - (2) 大学院継続研究生について、学位論文審査の申請締切時期までに掲載予定証明書が得られた場合又は公表された場合に限り、大学院医学系研究科医学専攻教授会（以下「大学院医学専攻教授会」という。）の議を経て学位論文を受理する。
 - (3) 学位授与の日は、論文審査委員会の審査を経て、大学院医学専攻教授会において学位授与が可とされたときは、その翌日をもって学位記授与の日付とする。
- 2 前項第 2 号に定める時期までに学位申請ができなかった場合は、実施要項第 2 の 4 項に規定する論文提出による学位論文審査の申請として取り扱う。この場合、論文博士外国語試験は免除する。
- 3 実施要項第 2 の 1 項「本学が行う論文博士外国語試験」に関して、次のとおり取り扱う。
 - (1) 浜松医科大学学位規程第 5 条第 2 項（論文博士）に該当する者で同規程第 11 条第 2 項に規定する「学力の確認」のうち、外国語については、同条同項にかかわらず、当分の間事前に行う。
 - ア 試験の実施
学力確認のための試験は、原則として秋期の 1 回とし、大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）入学試験と併せて実施する。なお、大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）入学試験において追加の募集を行う場合は、春期の試験を入学試験と併せて実施する。実施日及び受験申請期日については、大学院医学専攻教授会の議を経て学長が定める。
 - イ 受験資格
2 年以内に論文を提出し学位の申請資格を得る予定の者に限る。
なお、受験資格の確認は、大学院医学専攻部会が行う。
 - ウ 学力の確認方法
英語及び専門英語について筆記試験を行い、この試験に合格することをもって学力の確認が得られたものとする。ただし、外国人留学生にあっては、口述試験に合格することをもって学力の確認が得られたものとする。
 - エ 合格発表
合格者は、大学院医学専攻教授会の議を経て学長が決定し、別に定める期日に発表する。
 - オ その他
この試験の実施にあたり疑義が生じた場合は、大学院医学専攻教授会の議を経て学長が定める。
- 4 実施要項第 2 の 5 項に規定する「指導教員」及び「学位論文を紹介した教員（以下「紹介教員」という。）」に関して、次のとおり取り扱う。
 - (1) 指導教員とは、申請時又は過去に学位論文審査申請者を指導した教員をいう。
 - (2) 紹介教員とは、本学に過去において何ら身分を有することのない者が学位論文を提出しようとする場合、この者を紹介した教員をいう。なお、紹介教員は申請者との関係及び本学で学位論文審査を必要とする理由書を提出し、博士課程部会の承認を得なければならない。
 - (3) 指導教員が申請時に退職又は休職等している場合は、当該教員の職務を引き継いだ教員が指導教員となる。
なお、引き継ぐべき教員が未決定の場合は、学長、理事又は副学長がこれを代行する。
この場合、学長、理事又は副学長は、研究指導の一部を大学院授業担当の資格を有する教員（准教授・講師）に委任することができる。この代行及び委任は、引き継ぐべき教員が決定した場合は、解除される。
 - (4) 1 号及び 2 号の教員は、研究指導の資格を有する教員とする。
- 5 実施要項第 3 の 3 項に規定する学位論文は、課程修了による学位論文審査の場合で、外国人留学生でやむを得ない場合に限り、大学院医学専攻部会の承認を得て投稿した論文をもって学位申請を行うことができる。ただし、大学院継続研究生の研究期間内に掲載予定証明書が得られない場合は、当該申請は取り消すものとする。
- 6 論文提出による学位申請に係る「浜松医科大学学位申請書類の記載要領」で規定する「研究歴調査書（様式 4 の 2）の指導者」については、大学の教員の場合は、大学院博士課程の授業が担当できる講師までとする。
なお、准教授又は講師を指導者として掲げるときは、教授と連名とする。

また、他の研究機関等における研究の場合、指導者は博士の学位を有する者とし、博士の学位を有しない者の指導を受けた場合は、研究機関の長など責任のある者と連名とする。

研究歴の証明について、指導者が退職又は休職等で在職証明しか得られない場合は、申請者が在職していたときの指導者名を記入する。この場合、在職期間が研究歴調査書に記載されている研究期間と合致していればよいものとする。

- 7 実施要項第1の3項(8)及び第2の5項(10)に規定する承諾書について、共著者が死亡した等の理由により、今後当該共著論文が別の学位論文に使用される可能性がないことが明らかな場合は、その旨を記載した理由書を提出することにより、該当する共著者からの承諾書を得る必要はない。なお、上記理由は申請者本人が作成し、申請者本人及び研究指導教員が署名捺印の上、提出するものとする。

附 則

この申合せは、平成28年7月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年10月12日申合せ第42号)

この申合せは、平成28年10月12日から施行する。

附 則(平成30年12月21日申合せ第10号)

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月26日申合せ第7号)

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。